

空調機リースその2

工事名称	空調機リースその2	図面番号	1 / 5
図面名称	表紙	仕様書番号	管-45
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年5月24日	

特記仕様書

- 1 役務名 空調機リースその2
- 2 役務場所 茨城県土浦市右廻2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
- 3 役務概要 空調機の借上

4 一般仕様

(1) 一般事項

- ア 本役務は本仕様書及び図面によるほか、建築保全業務共通仕様書（最新版）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書ならびに関係法令に基づき実施すること。
- イ 本役務に際し、受注者は事前に現地確認及び採寸を実施するものとし、その他本仕様書、図面との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
- ウ 施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。
- エ 本作業に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担とするものとする。
- オ 受注者は駐屯地内で作業を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・作業用通路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業場所以外への立ち入りを禁止する。
- カ 作業に必要なとする電力水道は、すべて受注者の負担において用意するものとする。

(2) 現場管理

- ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。
- イ 作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。
- ウ 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該作業に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 関係書類

- ア 作業に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。
- イ 写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものについて黒板等を使用しサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

工事名	空調機リースその2	2 / 5
-----	-----------	-------

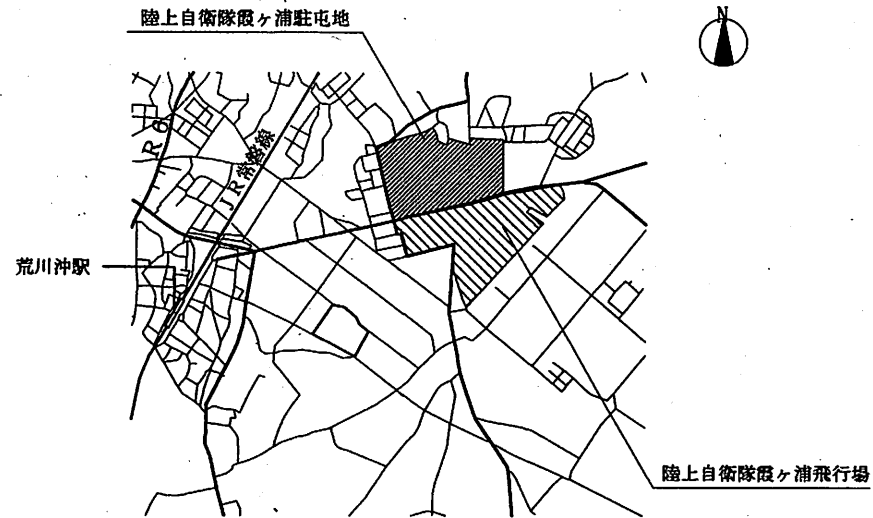
5 特記事項

(1) リース空調機機種

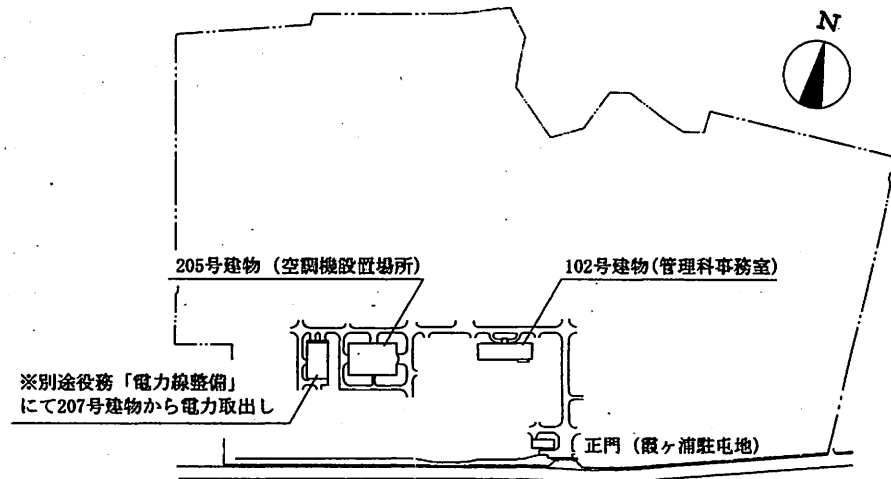
機 種	仕 様	数 量	設置場所	備 考
床置型エアコン	三相200V 6馬力 冷房能力：14.0kW以上 暖房能力：16.0kW以上	9台	食堂②	室外機直結
床置型エアコン	三相200V 5馬力 冷房能力：12.5kW以上 暖房能力：14.0kW以上	2台	食堂③	室外機直結
床置型エアコン	三相200V 4馬力 冷房能力：10.0kW以上 暖房能力：11.2kW以上	2台	食堂①×1 食堂②×1	室外機直結

- (2) 本リース期間は令和6年6月7日(金)から令和7年3月31日(月)までを基準とし、リース開始日までに設置を完了させること。細部日程及び据付場所は監督官と協議し決定する。
- (3) 空調機は窓(引き違い)横に設置を基準とし、室内機は架台で嵩上げて冷媒管・ドレン管を外部へ繋ぐ(ドレンアップ工事不要とする)。この際、窓にアルミパネルを設置し冷媒管・ドレン管・電線管用の穴を開け、通すとともに、簡易カギで施錠できるように処置すること。また室内機は転倒防止のため天井に固定具を設置すること。
- (4) 食堂③については上記の処置をした後、既設のブラインドが下げられない部分はアルミパネル等を用いて目隠し処置をすること。
- (5) 空調機の電源工事については、別途役務『電力線整備』において実施する。
- (6) リース品は、全て監督官の受領検査を受け、合格品のみを使用するものとする。
- (7) リース期間中の使用者側の取扱い不備以外に起因する故障については、受注者の負担で速やかに修理すること。
- (8) 電気配線及び冷媒配管等の露出部分は、化粧テープ等で纏め見栄え良く施すこと。
- (9) 設置完了後、監督官立会いのもと試運転調整を行い正常に作動するか確認すること。正常に作動することを確認した後、『試運転結果報告書(様式随意)』を作成し、監督官に提出すること。

工事名	空調機リースその2	3 / 5
-----	-----------	-------

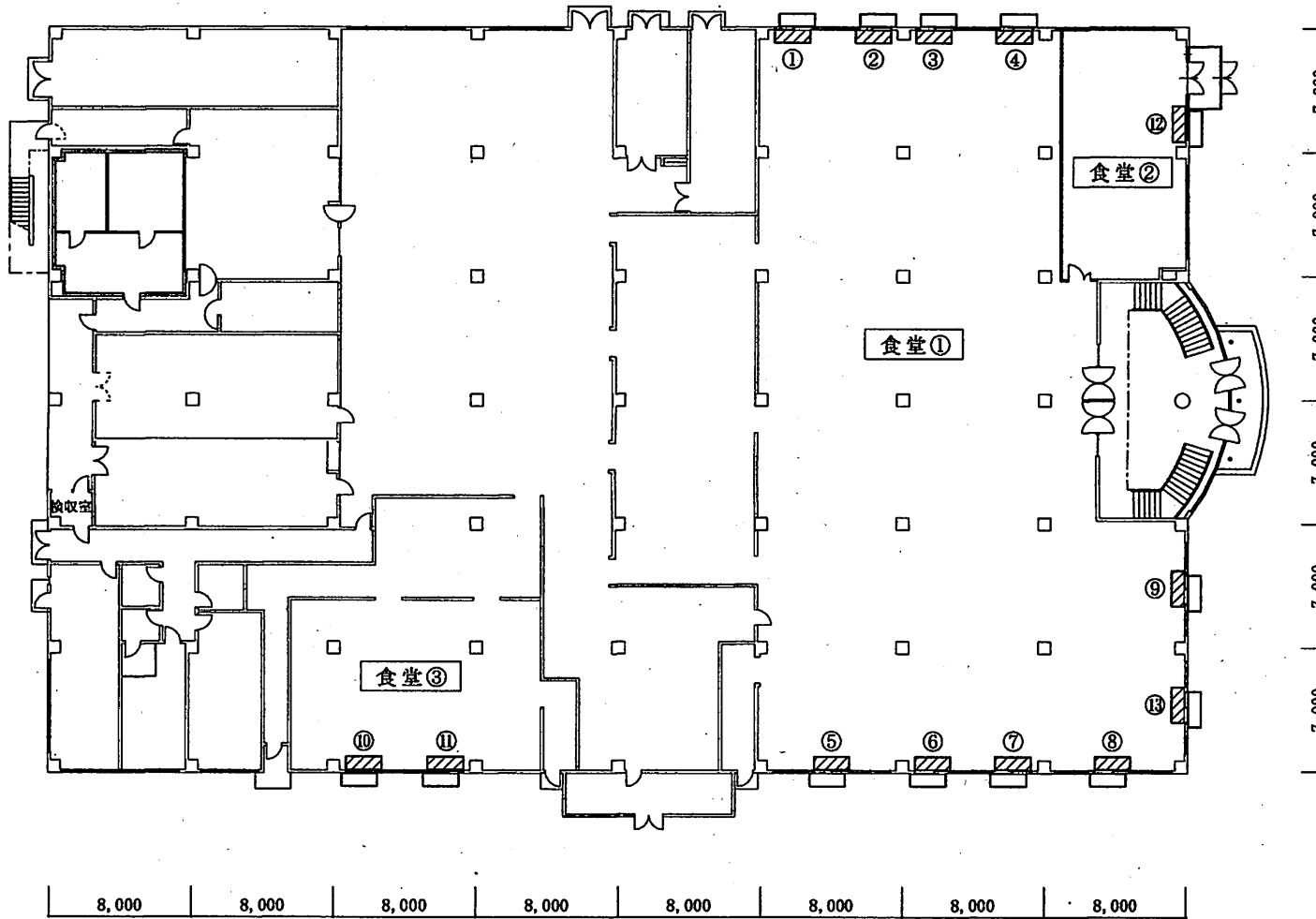


案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

工事 名称	空調機リースその2	図面 番号	4/5
図面 名称	案内図・配置図		縮尺
			図示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月24日



凡例

記号	名称	数量	備考
	床置エアコン (6馬力)	9台	①～④ (食堂①)
	床置エアコン (5馬力)	2台	⑩～⑪ (食堂③)
	床置エアコン (4馬力)	2台	⑫～⑬ (食堂①、②)
	室外機	13台	

工事名称	空調機リースその2	図面番	5/5
図面名称	205号建物平面図 (空調機設置図)	縮尺 図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月24日

電力線整備

工事名称	電力線整備	図面番号	1 / 8
図面名称	表紙	仕様書番号	管-46
随上自衛隊へ消駐屯地業務隊			令和6年5月24日

特記仕様書

1 役務名 電力線整備

2 役務場所 茨城県土浦市右廻2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

3 役務概要 空調機用の電力線引込・分電盤設置

4 一般仕様

(1) 一般事項

ア 本役務は本仕様書及び図面によるほか、建築保全業務共通仕様書（最新版）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書ならびに関係法令に基づき実施すること。

イ 本役務に際し、受注者は事前に現地確認及び採寸を実施するものとし、その他本仕様書、図面との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

ウ 施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

エ 本作業に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担とするものとする。

オ 受注者は駐屯地内で作業を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・作業用通路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業場所以外への立ち入りを禁止する。

カ 作業に必要なとする電力水道は、すべて受注者の負担において用意するものとする。

(2) 現場管理

ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

イ 作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

ウ 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該作業に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 関係書類

ア 作業に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。

イ 写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものについて黒板等を使用しサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

工事名	電力線整備	2 / 8
-----	-------	-------

5 特記事項

(1) 本役務は別途役務『空調機リースその2』において設置する空調機用の電源電力を整備するものである。

(2) 対象空調機（別途役務『空調機リースその2』）

機種	仕様	数量	設置場所	備考
床置型エアコン	三相200V 6馬力 冷房能力：14.0kW以上 暖房能力：16.0kW以上	9台	食堂②	室外機直結
床置型エアコン	三相200V 5馬力 冷房能力：12.5kW以上 暖房能力：14.0kW以上	2台	食堂③	室外機直結
床置型エアコン	三相200V 4馬力 冷房能力：10.0kW以上 暖房能力：11.2kW以上	2台	食堂①×1 食堂②×1	室外機直結

(3) 空調機のリース期間は令和6年6月7日(金)から令和7年3月31日(月)である。

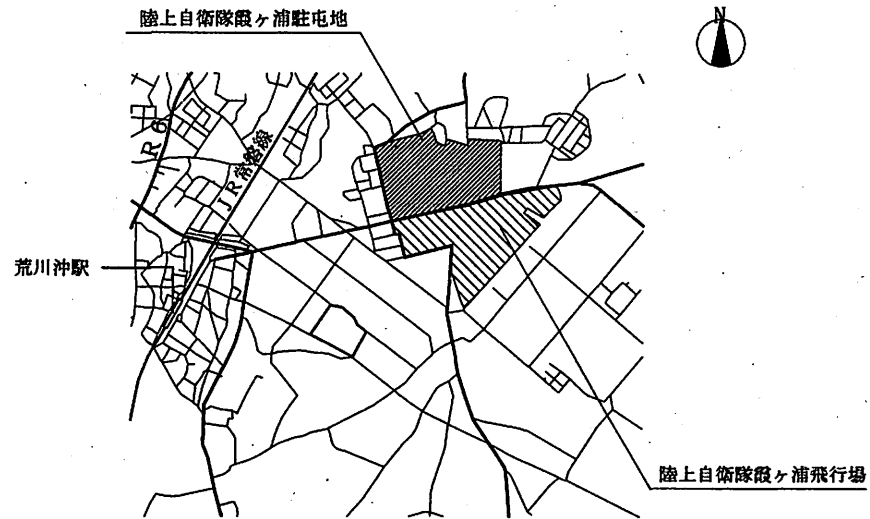
(4) 空調機用の電源電力は、隣接する207号建物内の既設分電盤より取出すものとし、屋外に電力線を敷設し205号建物まで引込み、空調電源用分電盤を設置する。

(5) 各空調機の電源取出しについては、205号建物から5台分の電源電力を既設分電盤から取り出すものとし、残りの空調機の電源については本役務で設置する新設分電盤より、各空調機の電源を取り出すものとする。この際、『空調機リースその2』の請負者及び監督官と連携し、指定された日時までに電源接続を完了させること。

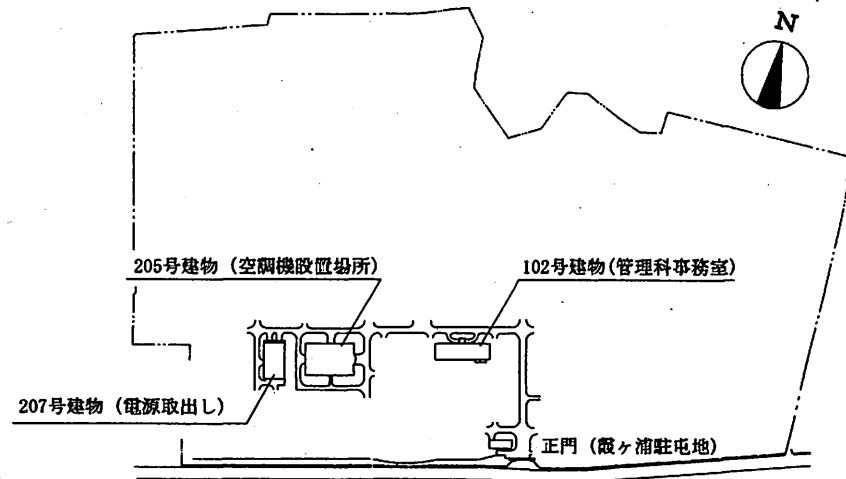
(6) 電線の納期等の理由により、新設する分電盤が6月7日までに使用できない場合は、既設分電盤から取り出す5台分の空調機について、先行的に電源接続をおこない、速やかに運転できるように作業を実施すること。

(7) 電気配線及び冷媒配管等の露出部分は、化粧テープ等で纏め見え良く施すこと。

(8) 設置完了後、監督官立会いのもと試運転調整を行い正常に作動するか確認すること。正常に作動することを確認した後、『試運転結果報告書(様式随意)』を作成し、監督官に提出すること。

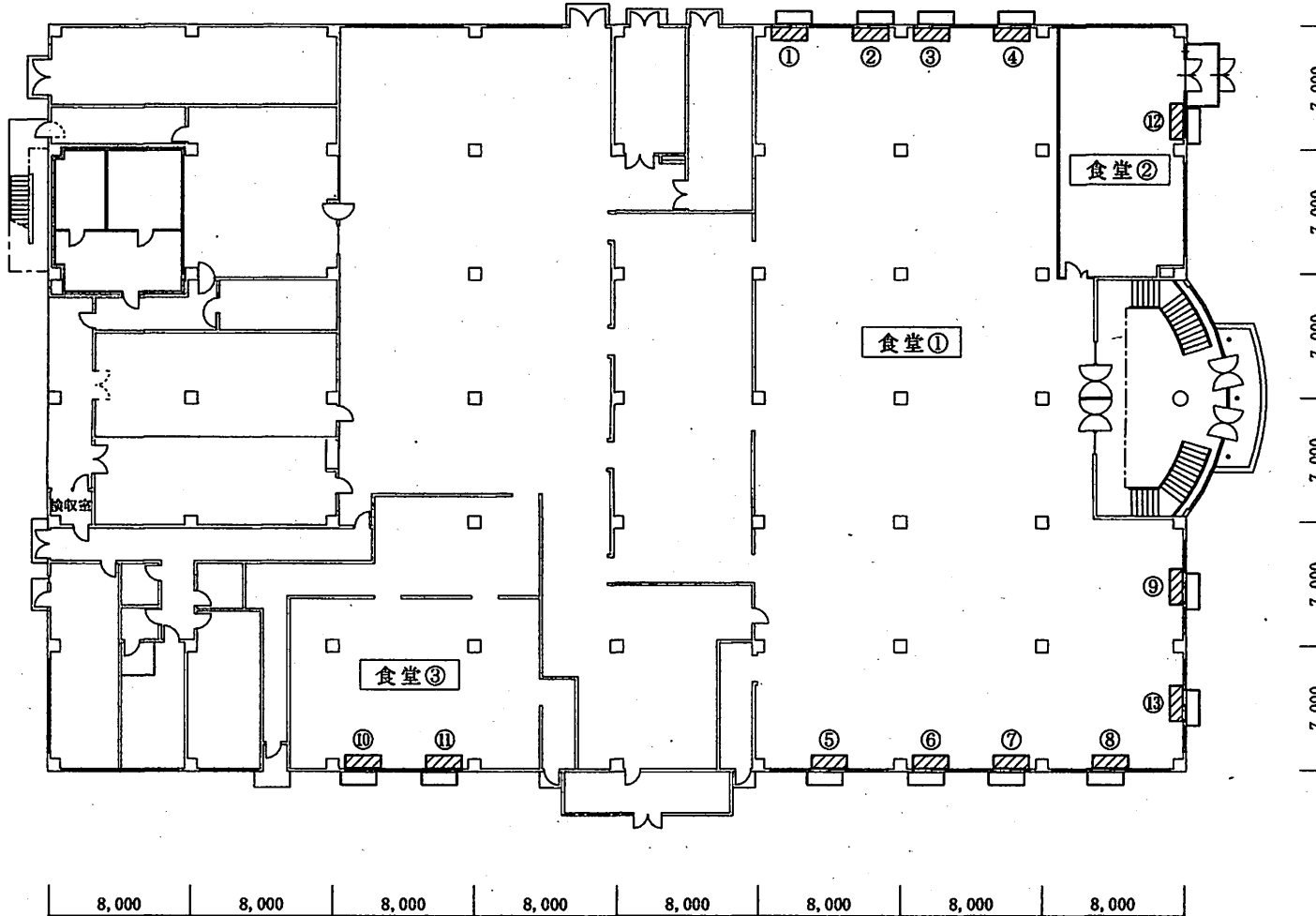


案内図 S=1/X



配置図 S=1/X

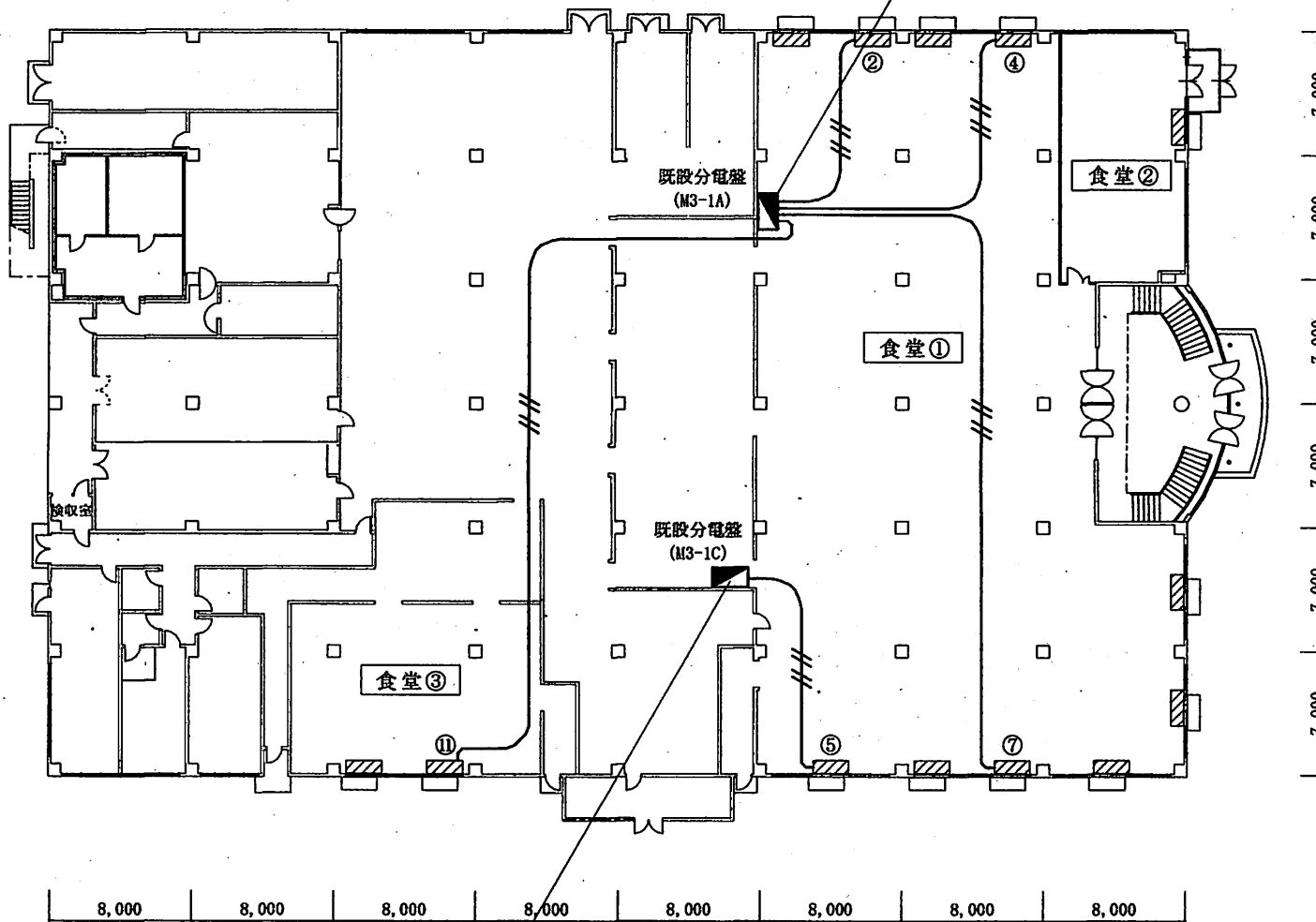
工事名称	電力線整備	図面番号	4/8
図面名称	案内図・配置図	箱尺	
		図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月24日



凡例

記号	名称	数量	備考
▨	床置エアコン (6馬力)	9台	①～⑨ (食堂①)
▧	床置エアコン (5馬力)	2台	⑩～⑪ (食堂③)
▩	床置エアコン (4馬力)	2台	⑫～⑬ (食堂①、②)
□	室外機	13台	

工事名称	電力線整備	図面番号	5/8
図面名称	205号建物平面図 空調機設置図	縮尺	図示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月24日



既設分電盤 (M3-1A)

空きブレーカーから各空調機 (②、④、⑦、⑪) へ電力ケーブルを接続 ※接続する空調機は基準のため細部は監督官と調整

- ・空きブレーカー 30A×2か所
- ・空きブレーカー 20A×2か所

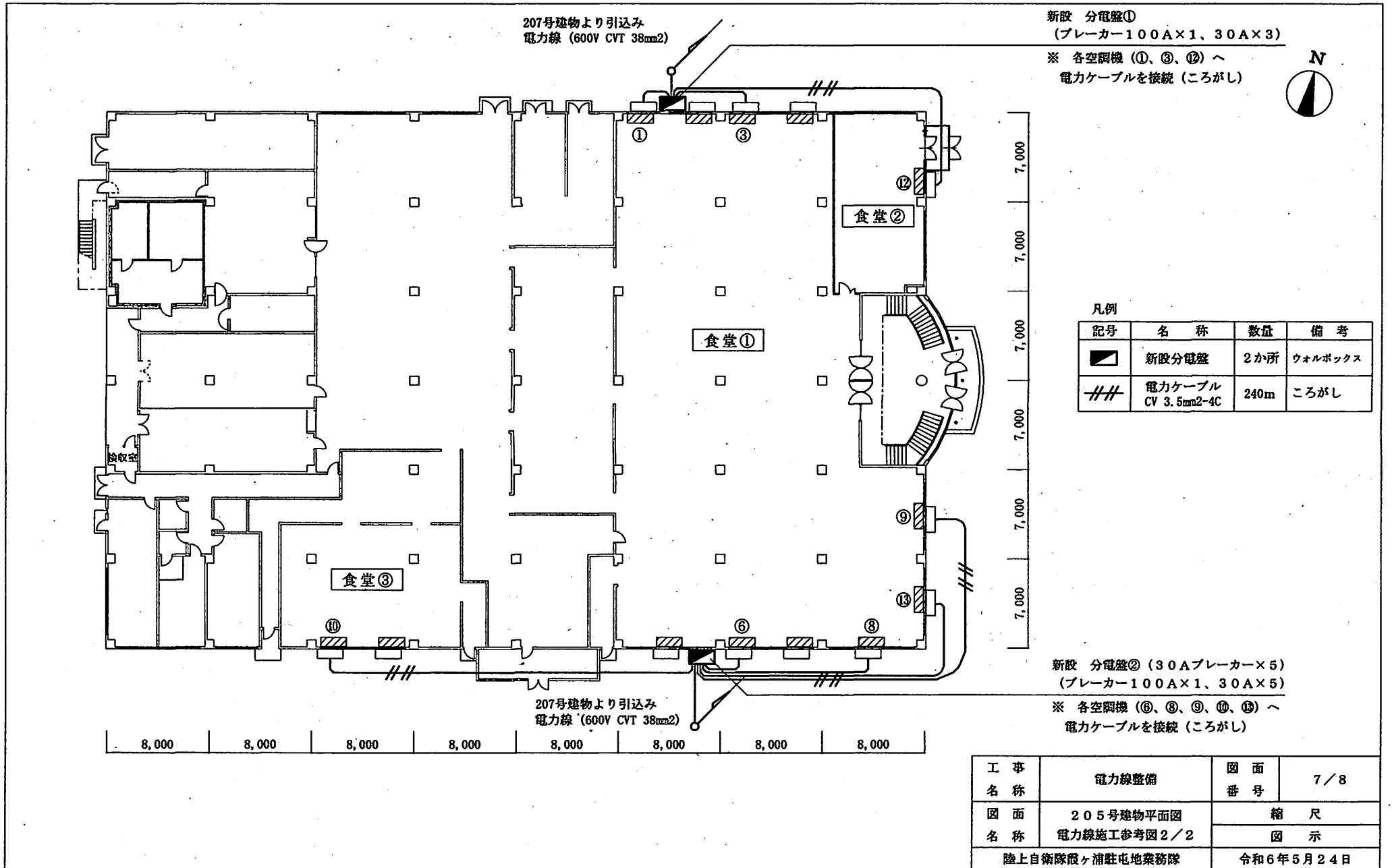
凡例

記号	名称	数量	備考
■	既設分電盤	2台	
///	電力ケーブル	154m	ころがし (天井隠べい)

既設分電盤 (M3-1C)

空きブレーカーから空調機⑤へ接続
 ※接続する空調機は基準のため細部は監督官と調整
 ・空きブレーカー 30A×1か所

工事名称	電力線整備	図面番号	6/8
図面名称	205号建物平面図	箱尺	
	電力線施工参考図1/2	図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月24日



蒸気管横断柱に取付 (H=4.5m)



207号建物 屋上ころがし

207号建物
冷凍機室より立上り

207号建物

屋上から立下げ (雨樋に固定)
新設 分電盤①に接続

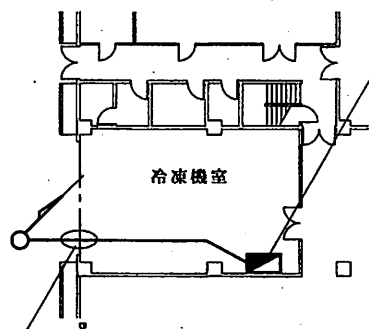
205号建物

立上り

屋上から立下げ (雨樋に固定)
新設 分電盤②に接続

205号建物 屋上ころがし

既設分電盤より取出し
125A×2
※ 接続の際、既設ブレーカー交換



蒸気ドレン管の貫通孔に電力線を通す
(ドレン管の一部撤去)

207号建物1階

※ 電力ケーブルに損傷を与える可能性のある
部分は可とう電線管等で保護すること

電力線敷設図

記号	名称	数量	備考
—	電力ケーブル 600V CVT 38mm ²	380m	

工事 名称	電力線整備	図面 番号	8 / 8
図面 名称	電力線敷設図	縮尺 図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年5月24日	